

意見書案第10号

労働者派遣法の早期抜本改正を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成22年3月15日

川崎市議会議長 潮田智信様

提出者 川崎市議会議員 竹間幸一

〃 佐々木由美子

〃 猪股美恵

労働者派遣法の早期抜本改正を求める意見書

一昨年来の世界的大不況で、多数の労働者の解雇・雇い止めが行われ、職を失うだけでなく住居も失う労働者が多数生まれているが、3月2日の厚生労働省の発表では、平成20年10月から本年3月末までに失職したか失職する見込みの非正規労働者は、約26万3千人にも達しており、そのうち約56%が派遣労働者となっている。

このような中、いわゆる労働者派遣法の抜本改正は、失業者・不安定雇用者の生活支援・就職支援と合わせて喫緊の課題になっている。

先の衆議院選挙で与党となった民主党、社民党及び国民新党は、「連立政権樹立に当たっての政策合意」において、常時雇用する労働者でない者を登録して派遣する「登録型派遣」の原則禁止と製造業への派遣の原則禁止を含む同法の抜本改正を掲げたところである。

しかしながら、厚生労働省が示した改正法の法案要綱では、労働者派遣を行ってはならない業務に製造業を追加するとともに、「登録型派遣」を禁止するとしているが、例外を認めることにより、政策合意で掲げられた原則禁止に大きな抜け穴を開く内容となっている。

よって、国におかれては、次の事項を踏まえ、労働者派遣法の抜本改正を早期に行われるよう強く要望するものである。

- 1 製造業への派遣については、派遣元に常用雇用されながら派遣先からの指揮命令関係の下で労働する「常用型派遣」が、製造業で働く約56万人の派遣労働者のうち約63%を占めていることから、「常用型派遣」を例外扱いすることなく、全面的に禁止すること。
- 2 「登録型派遣」の対象業務は、専門的なものに限定すべきであるが、現行法における専門26業務は、専門性に疑問があるものが含まれるなどの問題があるため、その内容を全面的に見直して抜本的な規制の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

厚生労働大臣